

平成19年1月20日から【発行は22日(月)】

# 戸籍の電算化がスタートします

コンピュータ



“戸籍”とは、生まれてから死亡するまでの身分関係を登録した重要な公簿です。

明治5年の戸籍法施行以来、戸籍は手書きまたはタイプライターで記録、管理されてきました。

厚真町では、行政サービスの向上と戸籍事務処理、関連事務処理の迅速性、正確性の向上を目的にコンピュータによる新たな戸籍システムを導入しました。

## 電算化による3つの長所

### ●戸籍謄・抄本の発行が早い

戸籍謄・抄本（戸籍全部事項証明書・戸籍個人事項証明書と呼び名が変わります）の発行には、請求から数十分の間がかかっていましたが、数分でお渡しできるようになります。窓口での待ち時間が大幅に短縮されます。

### ●戸籍届出の処理が早い

婚姻届や出生届などの届出の内容が戸籍に記載されるまで、3日から4日かかっていたのが、翌日に記載されるようになります（休日届出分は翌々日）。お急ぎの場合でも安心です。

### ●内容がわかりやすい

コンピュータ化により、手書きで書かれていた戸籍もすべて活字になり、紛らわしい書き癖などの字がなくなつて、大変わかりやすくなります。また、文書形式で記載されていたのが、項目別になり、すっきりとした内容になっています。

## 皆さんへのお願い 戸籍改製のための文字統一が必要

コンピュータに戸籍の記録を入力するためには、法務省の定める基準により氏名や本籍の誤字（正しい字体を省略したものや、書き癖などで発生したものを含む）は、正字に直すこととされています。また、昭和40年代まで手書きで戸籍が記載されていた関係で、字名の文字に一部旧字や俗字が混在しているため、正字に統一することにしました。

氏名の誤字に関しては、12月中旬ごろ、本人に文書で確認を行うことになっています。

※正字=正しい字体の文字。常用漢字表、人名用漢字に含まれる文字。

※俗字=正字ではないが世間一般によく使われ、通用する文字。漢和辞典に俗字として認められるもの。

# 電算化（コンピュータ化）Q & A

**Q 対象となるのは？**  
A 厚真町に本籍のある方です。住民登録が厚真町でも本籍地が厚真町にない方は、対象になりません。

**Q 今までの戸籍はどうなるの？**

A 今まで使用していた戸籍は、引き続き10年間保存されます。コンピュータ化前に婚姻や死亡などで除籍になっている方は、コンピュータ戸籍には記載されません。

相続などの手続きが必要なときは「平成改製原戸籍」(コンピュータ化前の戸籍) をご請求ください。

**Q 戸籍の附票もコンピュータ化されるの？**

A 戸籍に記載されている方の住所の履歴を把握するための「戸籍の附票」は、コンピュータ化により改製され、最新の住所だけが記載されます。それ以前の住所の証明が必要な方は「改製された戸籍の附票」(コンピュータ化前の附票) をご請求ください。5年間保存されます。

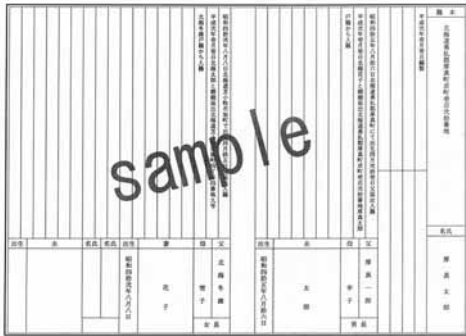

**Q 相続のための複雑な戸籍は、すぐ探せますか？**

A 相続のための戸籍は、歴代の戸籍をさかのぼらなくてはならず、事例によっては、1つの申請に1時間以上も時間がかかることがあります。しかし、コンピュータ化によりデータを一括管理しますので、複雑な戸籍も短時間で発行が可能になります。

**Q 電算化により個人情報漏れることはないですか？**

A 戸籍システムは、ほかのシステムと接続していませんので、不正接続などを受けることはありません。また、個人情報の保護については今までどおり、条例、管理規則などでしっかりと守られますので、個人情報漏れることはありません。

## 戸籍の証明書はこうに変わります

	従来の証明	コンピュータ導入後
名称	謄本（全員） 抄本（個人）	全部事項証明書 一部事項証明書
様式	A4判 横長  <p>文書体の縦書きで、地番・生年月日などは漢字を使用。</p> <p>昭和四拾五年八月拾六日 北海道勇払郡厚真町にて 出生同月式拾老日父届出入籍</p>	A4判 縦長  <p>証明事項が項目化され、横書き。地番・生年月日などは算用数字を使用。</p> <p>【出生日】 昭和45年8月16日                      【出生地】 北海道勇払郡厚真町                      【届出日】 昭和45年8月21日                      【届出人】 父</p>
用紙	日本工業規格B列4番和紙	地紋紙（改ざん防止用紙）
公印	朱肉印	黒色の公印（電子印）
作成方法	手書きまたはタイプライター入力	戸籍専用のコンピュータ入力
料金	1通450円	1通450円（今までと変わりません） ※ただし、コンピュータ化前の「平成改製原戸籍」は1通750円、「改製された戸籍の附票」は1通200円追加されます。